

シーツ交換は、交換の プロに任せるべきだ！！

12月9日、大阪運輸所の寢室清掃(シーツ交換)担当のサービック社員が新型コロナウイルスに感染した事が判明しました。感染した社員を責める気は毛頭ありません。一日も早く完治されるようお見舞い申し上げます。

厚生労働省の報告によると、業務で新型コロナウイルスに感染したとして労災申請した件数が10月末時点で1995名となり、11月11日までに992名が労災と認定されています。尚、9月までの認定率100%です。もはや、新型コロナウイルス感染症は、「職業病」として労災認定されています。

認定背景として、複数の感染者が出た職場に勤務して、顧客との接触が多い職場、つまり医療従事業、輸送業、育児サービス、小売業等、感染の蓋然性(がいぜんせい)が高いことが考慮されます。

企業には安全衛生配慮義務があり、社員が安心して働ける為に、会社は職場環境を整える努力義務があります。

やらされる社員から不満が続出！！

経費節減だ！シーツ交換は自分でやれ！と、会社から通告されました。これは感染拡大を助長する事であり、シーツ交換は交換のプロに任せるべきです。

会社は退出点呼で、「十分な休養をとれ！健康管理に留意しろ！」等と注意喚起するだけで、その責任を社員の自助努力だけに求めています。まさに、安全衛生配慮義務違反と言えます！！

今回の通告は私達は反対です！！共に声を上げましょう！！

シーツ交換は、交換の プロに任せるべきだ！！

12月9日、大阪運輸所の寢室清掃(シーツ交換)担当のサービック社員が新型コロナウイルスに感染した事が判明しました。感染した社員を責める気は毛頭ありません。一日も早く完治されるようお見舞い申し上げます。

厚生労働省の報告によると、業務で新型コロナウイルスに感染したとして労災申請した件数が10月末時点で1995名となり、11月11日までに992名が労災と認定されています。尚、9月までの認定率100%です。もはや、新型コロナウイルス感染症は、「職業病」として労災認定されています。

認定背景として、複数の感染者が出た職場に勤務して、顧客との接触が多い職場、つまり医療従事業、輸送業、育児サービス、小売業等、感染の蓋然性(がいぜんせい)が高いことが考慮されます。

企業には安全衛生配慮義務があり、社員が安心して働ける為に、会社は職場環境を整える努力義務があります。

やらされる社員から不満が続出！！

経費節減だ！シーツ交換は自分でやれ！と、会社から通告されました。これは感染拡大を助長する事であり、シーツ交換は交換のプロに任せるべきです。

会社は退出点呼で、「十分な休養をとれ！健康管理に留意しろ！」等と注意喚起するだけで、その責任を社員の自助努力だけに求めています。まさに、安全衛生配慮義務違反と言えます！！

今回の通告は私達は反対です！！共に声を上げましょう！！

シーツ交換は、交換の プロに任せるべきだ！！

12月9日、大阪運輸所の寢室清掃(シーツ交換)担当のサービック社員が新型コロナウイルスに感染した事が判明しました。感染した社員を責める気は毛頭ありません。一日も早く完治されるようお見舞い申し上げます。

厚生労働省の報告によると、業務で新型コロナウイルスに感染したとして労災申請した件数が10月末時点で1995名となり、11月11日までに992名が労災と認定されています。尚、9月までの認定率100%です。もはや、新型コロナウイルス感染症は、「職業病」として労災認定されています。

認定背景として、複数の感染者が出た職場に勤務して、顧客との接触が多い職場、つまり医療従事業、輸送業、育児サービス、小売業等、感染の蓋然性(がいぜんせい)が高いことが考慮されます。

企業には安全衛生配慮義務があり、社員が安心して働ける為に、会社は職場環境を整える努力義務があります。

やらされる社員から不満が続出！！

経費節減だ！シーツ交換は自分でやれ！と、会社から通告されました。これは感染拡大を助長する事であり、シーツ交換は交換のプロに任せるべきです。

会社は退出点呼で、「十分な休養をとれ！健康管理に留意しろ！」等と注意喚起するだけで、その責任を社員の自助努力だけに求めています。まさに、安全衛生配慮義務違反と言えます！！

今回の通告は私達は反対です！！共に声を上げましょう！！

シーツ交換は、交換の プロに任せるべきだ！！

12月9日、大阪運輸所の寢室清掃(シーツ交換)担当のサービック社員が新型コロナウイルスに感染した事が判明しました。感染した社員を責める気は毛頭ありません。一日も早く完治されるようお見舞い申し上げます。

厚生労働省の報告によると、業務で新型コロナウイルスに感染したとして労災申請した件数が10月末時点で1995名となり、11月11日までに992名が労災と認定されています。尚、9月までの認定率100%です。もはや、新型コロナウイルス感染症は、「職業病」として労災認定されています。

認定背景として、複数の感染者が出た職場に勤務して、顧客との接触が多い職場、つまり医療従事業、輸送業、育児サービス、小売業等、感染の蓋然性(がいぜんせい)が高いことが考慮されます。

企業には安全衛生配慮義務があり、社員が安心して働ける為に、会社は職場環境を整える努力義務があります。

やらされる社員から不満が続出！！

経費節減だ！シーツ交換は自分でやれ！と、会社から通告されました。これは感染拡大を助長する事であり、シーツ交換は交換のプロに任せるべきです。

会社は退出点呼で、「十分な休養をとれ！健康管理に留意しろ！」等と注意喚起するだけで、その責任を社員の自助努力だけに求めています。まさに、安全衛生配慮義務違反と言えます！！

今回の通告は私達は反対です！！共に声を上げましょう！！

シーツ交換は、交換の プロに任せるべきだ！！

12月9日、大阪運輸所の寢室清掃(シーツ交換)担当のサービック社員が新型コロナウイルスに感染した事が判明しました。感染した社員を責める気は毛頭ありません。一日も早く完治されるようお見舞い申し上げます。

厚生労働省の報告によると、業務で新型コロナウイルスに感染したとして労災申請した件数が10月末時点で1995名となり、11月11日までに992名が労災と認定されています。尚、9月までの認定率100%です。もはや、新型コロナウイルス感染症は、「職業病」として労災認定されています。

認定背景として、複数の感染者が出た職場に勤務して、顧客との接触が多い職場、つまり医療従事業、輸送業、育児サービス、小売業等、感染の蓋然性(がいぜんせい)が高いことが考慮されます。

企業には安全衛生配慮義務があり、社員が安心して働ける為に、会社は職場環境を整える努力義務があります。

やらされる社員から不満が続出！！

経費節減だ！シーツ交換は自分でやれ！と、会社から通告されました。これは感染拡大を助長する事であり、シーツ交換は交換のプロに任せるべきです。

会社は退出点呼で、「十分な休養をとれ！健康管理に留意しろ！」等と注意喚起するだけで、その責任を社員の自助努力だけに求めています。まさに、安全衛生配慮義務違反と言えます！！

今回の通告は私達は反対です！！共に声を上げましょう！！